



平成21年3月16日

各 位

会社名 株式会社 S F C G
代表者名 代表取締役社長 小笠原 充
(コード番号 8 5 9 7 東証第1部)
問合せ先 取締役兼執行役員経理部長 竹下 俊弘
(TEL 03 - 3270 - 4177)

平成21年7月期第2四半期に係る「四半期報告書」提出遅延に関するお知らせ

当社は、平成21年7月期第2四半期に係る「四半期報告書」につきまして、金融商品取引法に基づく法定提出期限である平成21年3月17日までに関東財務局に提出できない見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提出遅延の理由

当社は、東京地方裁判所に対し、平成21年2月23日に民事再生手続開始の申立てを行い、同裁判所より、同月24日に再生手続開始決定を受けました。現在、平成21年7月期第2四半期に係る決算確定作業を行っておりますが、民事再生手続に係る事務作業等に伴い、決算に係る作業全体に大幅な遅れが生じております。

このような理由により、平成21年7月期第2四半期に係る決算作業において、上記一連の内容に関する事実関係の確認等の後発事象の記載に対する検証等の作業を鋭意進めているところですが、引き続き相応の時間がかかることから、金融商品取引法に定める提出期限(平成21年3月17日)までに四半期報告書を提出することが困難な見込みとなりました。

2. 平成21年7月期「第2四半期報告書」の提出と閲覧について

平成21年7月期「第2四半期報告書」の提出につきましては、監査法人による財務諸表等の監査手続が終了次第、直ちに関東財務局に提出する予定でございますが、その時期については、現段階において未確定でございます。

上記提出手続の完了後、当社の四半期報告書につきましては、金融庁の開示用電子システム(EDINET)にて閲覧が可能となります。

3. 平成21年7月期「第2四半期決算短信」について

当社株式は、平成21年3月24日付で上場廃止となることが決定しておりますが、上記のとおり、決算作業全体の大幅な遅れが生じているため、同日までに「第2四半期決算短信」の開示を行うことが困難な見込みとなっております。

以 上